

- 1 議案名 令和5年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項について

- 2 提案理由 令和5年度の徳島県公立高等学校第1学年の入学者を選抜するための要項を定める必要があるため

- 3 関係法令

学校教育法	第57条, 第59条
学校教育法施行規則	第90条, 第95条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第21条, 第25条
単位制高等学校教育規程	第2条
徳島県立学校規則	第23条, 第23条の2, 第23条の3 第24条, 第44条
徳島県立高等学校通信教育規則	第8条
徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	第2条

令和5年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

(案)

徳島県教育委員会

目 次

令和5年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜	1
第1 募 集	1
第2 出 願	2
第3 志 願 変 更	4
第4 調査書及び教科評定分布表	6
第5 学力検査及び面接	6
第6 追検査及び追面接	8
第7 定時制の課程における成人特例措置	9
第8 選抜の方法	9
第9 選抜結果の通知等	11
第10 そ の 他	11
II 育成型選抜	12
第1 募 集	12
第2 出 願	14
第3 調査書及び教科評定分布表	16
第4 検 査	17
第5 選抜の方法	18
第6 選抜結果の通知等	18
第7 そ の 他	18
学力検査及び面接実施上の留意点	19
III 第2次募集選抜	21
第1 募 集	21
第2 出 願	21
第3 検 査	23
第4 選抜の方法	24
第5 選抜結果の通知等	24
第6 そ の 他	24

IV 連携型選抜	25
第1 募 集	25
第2 出 願	25
第3 検 査	26
第4 選抜の方法	27
第5 選抜結果の通知等	27
第6 そ の 他	28

V そ の 他	29
----------------------	----

《通信制の課程》

第1 募 集	30
第2 出 願	31
第3 選抜の方法	31
第4 そ の 他	31

別記・別表	33
別記1 調査書及び教科評定分布表の作成	34
別記2 関連表の作成	35
別記3 所属学区を変更する者の手続	36
別記4 県外から志願する者の手続	37
別記5 一般選抜実技検査実施校及び検査内容	39
別記6 入学者選抜に係る個人情報の開示	40
別表1 令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜実施校一覧（全日制・定時制）	42
別表2 運動部指定競技及び文化部指定分野	44
別表3 令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜（一般選抜）における傾斜配点実施校一覧	45
別表4 育成型選抜，一般選抜及び第2次募集選抜の選抜資料	46

書類様式	49
様式一覧	50
様式第1-1号～27号	51

規則・日程等	89
通学区域等に関する規則	90
出願の手続と処理	91
日 程 表	93

令和5年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	育成型選抜願書受付 連携型選抜願書受付 ↓
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	

2 月		
日	曜	事 項
1	水	
2	木	育成型選抜 連携型選抜
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	育成型選抜結果通知 連携型選抜結果通知
12	日	
13	月	一般選抜募集人員公表
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	一般選抜願書受付 ↓
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	一般選抜志願変更

3 月		
日	曜	事 項
1	水	一般選抜志願変更 ↓
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	一般選抜(学力検査)
8	水	一般選抜(面接等)
9	木	追検査, 追面接
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	一般選抜結果通知
16	木	第2次募集選抜募集人員公表
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	第2次募集選抜願書受付
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	第2次募集選抜
29	水	第2次募集選抜結果通知
30	木	
31	金	

令和5年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の令和5年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

なお、公立高等学校（以下「高等学校」という。）の募集定員は、別に定める。

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和5年2月21日（火）から2月22日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。
志願変更受付期間	[志願変更願の受付] 令和5年2月28日（火）から3月1日（水）まで [志願変更による出願受付] 令和5年2月28日（火）から3月2日（木）まで 受付時間は、2月28日（火）は午前9時から午後4時まで、3月1日（水）は 正午から午後4時まで、3月2日（木）は午前9時から午後1時までとする。
学 力 検 査	令和5年3月7日（火）
面 接 等	令和5年3月8日（水）
追検査，追面接	令和5年3月9日（木）
選抜結果の通知日	令和5年3月15日（水）

第1 募 集

1 実 施 校

全ての高等学校（別表1，42・43ページ）で実施する。

2 募 集 人 員

募集定員から育成型選抜及び連携型選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、育成型選抜及び連携型選抜において、入学を辞退する者が出た場合には、その数を加えるものとする。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、育成型選抜又は連携型選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

(1) 入学志願者（以下「志願者」という。）は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（90ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（36ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、特別な事情があつて本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（37・38ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願及び全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

(4) 志願先高等学校にある一般選抜を実施する学科（別表1，42・43ページの令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜実施校一覧（全日制・定時制）に掲げる小学科・類をいう。以下同じ。）を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。

(5) 体育科は、育成型選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表2，44ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月21日（火）から2月22日（水）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月22日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に404円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

なお、主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までの期間を除いたものを記入すること。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(キ) 所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する中学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

なお、教科評定分布表は、出願に先立ち、1月18日（水）までに徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成29年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書

学力検査、面接及び実技検査等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を作成する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別な配慮を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書（様式第14-2号）を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までには到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

- イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。
また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。
なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。
- ウ 城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。
なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月6日（月）までに学区外への変更手続（入学願書等の訂正）をとらせる。
また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（36ページ）によるものとする。
- エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。
公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月6日（月）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。
- オ 高等専門学校受検者、合格者について
(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願している者の課程別・学科別人数を委員会に報告する。
(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者並びに育成型選抜及び連携型選抜の入学を辞退した者について、2月27日（月）正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

第3 志願変更

1 志願変更

- (1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び志望学科順位を1回に限り変更することができる。
- (2) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び志望学科順位の変更はできない。

2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間：2月28日（火）から3月1日（水）まで

志願変更による出願受付期間：2月28日（火）から3月2日（木）まで

受付時間は、2月28日（火）午前9時から午後4時まで、3月1日（水）は正午から午後4時まで、3月2日（木）は午前9時から午後1時までとする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

郵送により志願変更による出願書類を提出する場合は、書留速達・親展で、3月2日（木）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 志願変更の手続等

- (1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願（様式第16号）を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

(2) 願出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類を中学校長を経由して志願者に返却する。その際、中学校長は志願変更書類受領書（様式第17号）を高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、一般選抜の志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明をすること。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄に職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

(イ) (ア)以外の出願書類

イ 入学考査料は、入学願書に徳島県収入証紙を貼り付けたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考査料を銀行振込で返却する。

ウ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。

エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

(3) 志願変更による出願

志願変更による出願は、次のア～ケの各事項に留意して行うものとする。志願変更を行う者は、志願変更による出願受付期間中に、書類等を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、書類等を志願先高等学校長に提出する。

ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成した入学願書を用いる。

訂正箇所は、記入者本人が二重線を引き訂正するものとする。

なお、調査書及び選抜結果通知用封筒はそのまま用い、受検票及び自己申告書は新たに作成する。

イ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学願書の所定の位置に、入学考査料の不足額1,250円分の徳島県収入証紙を貼り付けることにより、入学考査料を納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が、県立高等学校に志願変更する場合は、入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼り付けることにより、入学考査料を納入する。

ウ 志願者名簿は該当者のみ記入し作成する。

エ 教科評定分布表は、一般選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り提出する。

オ 特別措置申請書については、宛先を訂正して用いる。

カ 在籍志願承認書については、改めて、在籍する学校長の承認を受ける。

キ 活動記録は体育科及び芸術科を志願する場合、実技等調査票は芸術科を志願する場合に作成する。

ク 高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書はそのまま用いる。

ケ 志願変更願を提出し願書等の返却を受けた者が、志願変更を行わないでもとの出願先に再出願することはできない。

(4) 志願変更による出願を受け付けた高等学校長による措置

ア 高等学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

イ 高等学校長は、受付締切後、速やかに第1志望の課程別、学科別志願変更者数を委員会に報告する。

第4 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

- (1) 調査書は、学力検査の成績と同等に扱う。
- (2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。
- (3) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1（34ページ）によるものとする。

第5 学力検査及び面接

1 学力検査

- (1) 対象者
志願者全員
- (2) 検査期日
3月7日（火）
- (3) 実施会場
志願先高等学校（本校）
- (4) 日程

検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科全てを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科
第1時限	9:05～10:00（55分間）	国 語（作文を含む。）
第2時限	10:20～11:10（50分間）	数 学
第3時限	11:30～12:20（50分間）	社 会
第4時限	13:05～13:55（50分間）	理 科
第5時限	14:15～15:05（50分間）	英 語（リスニングテストを含む。）

- (5) 配点
各教科100点で合計500点を基本とする。ただし、各高等学校がスクール・ポリシーに基づき重視する教科については、合計100点まで加えて傾斜配点することができる。傾斜配点をする教科とその配点は、各高等学校長が定める（別表3，45ページ）。
- (6) 問題の程度
問題の程度は、中学校卒業程度とする。
- (7) 特別措置
各高等学校長は、学力検査（英語のリスニングテストを含む。）において特別な配慮を必要とする志願者（2月21、22日受付分）について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月27日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

(8) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(9) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、3月24日（金）までに委員会に報告する。その際、受検者数集計表（様式第26-2号）も併せて報告する。

2 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月8日（水）

(3) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(4) 面接方法

個人面接，集団面接のいずれかを実施する。（別表4，46・47ページ）

(5) 特別措置

各高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者（2月21，22日受付分）について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月27日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

(6) 面接者数の報告

各高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

3 実技検査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。なお、実技検査は面接実施日に行うこととし、その内容は実施校ごとに定める。（別記5，39ページ）

各高等学校長は、実技検査において特別な配慮を必要とする志願者（2月21，22日受付分）について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月27日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、学力検査の追検査の場合は3月7日（火）に、追面接及び実技検査の追検査の場合は3月8日（水）までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願（様式第18号、学力検査、実技検査当日欠席者）
- (2) 追面接願（様式第18号、面接当日欠席者）
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

3月9日（木）

3 実施会場

志願先高等学校（本校）

4 追検査

(1) 日程

追検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科全てを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科
第1時限	9:00～ 9:55（55分間）	国 語（作文を含む。）
第2時限	10:05～10:55（50分間）	数 学
第3時限	11:05～11:55（50分間）	社 会
第4時限	12:30～13:20（50分間）	理 科
第5時限	13:30～14:20（50分間）	英 語（リスニングテストを含む。）

(2) 配点

各高等学校の学力検査の配点と同じとする。

(3) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(4) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

- (1) 各高等学校長は、学力検査の追検査受検者の見込数を3月7日（火）午後3時までに委員会に報告する。
- (2) 各高等学校長は、追面接及び実技検査の追検査受検者の見込数を3月8日（水）午後3時までに委員会に報告する。
- (3) 各高等学校長は、追検査及び追面接の受検者数を、検査終了後速やかに電話で委員会に報告する。

第7 定時制の課程における成人特例措置

1 対象者及び内容

定時制の課程において、令和5年4月1日現在、満18歳以上の志願者（平成17年4月1日以前に出生した者）で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書（様式第21号）を提出するものとする。

3 実施会場

志願先高等学校

4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 この特例措置による合格者数は、夜間定時制は募集定員の15%以内、昼間定時制は10%以内とする。

第8 選抜の方法

1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、調査書と学力検査の成績に基づき、面接の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録及び実技検査の成績も資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 学力検査については、各高等学校のスクール・ポリシーに基づき、大学科（別表1、42・43ページの令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜実施校一覧（全日制・定時制）に掲げる大学科をいう。以下同じ。）ごとに教科の成績を傾斜配点することができる。

(3) 城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は育成型選抜の入学予定者数と合わせ、第1学区は学区内総募集定員の20%以内、第2学区は12%以内とし、第3学区は高等学校ごとに、城南高等学校、城北高等学校、徳島北高等学校は募集定員の12%以内、徳島市立高等学校は8%以内とする。ただし、育成型選抜においては、委員会が定める指定校（別表2、44ページ）における運動部指定競技及び文化部指定分野による通学区域外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点（傾斜配点を実施する大学科にあっては、傾斜配点実施後の得点。以下同じ。）が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

ア 選考に当たっては、次の(ア)、(イ)の項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

(ア) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

(イ) 行動が著しく優れた者又は不良の者

イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽、美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽、美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

なお、活動記録の主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までを除いた期間を評価の対象とする。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることについては、受検者全員についての両者の相関表（様式第24号，別記2，35ページ）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみ理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

ア 選考に当たっては、次の(ア)～(カ)の諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

(ア) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

(イ) 行動が著しく優れた者又は不良の者

(ウ) 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者

(エ) 「特別活動の記録」が著しく優れた者

(オ) 「観点別学習状況」が著しく優れた者

(カ) 芸術・文化，体育・スポーツ，ボランティア，人権などの諸活動において顕著な実績のある者

なお、活動記録の主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までを除いた期間を評価の対象とする。

イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽，美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽，美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

なお、活動記録の主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までを除いた期間を評価の対象とする。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(3) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。ただし、普通科，理数科，芸術科又は外国語科から、第1志望，第2志望とする者のうち、第1志望不合格者については、第2志望の学科において、その学科を第1志望とした者と同一基準において選考するが、その数は10人以内とする。この場合において、合格者が定員に満たないときは、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。

なお、複数の大学科を持ち、かつ、傾斜配点を実施している高等学校の第1志望不合格者において、第1志望以外の学科での選考を行う場合、志願者の各教科の得点を当該学科の配点で計算し直した上で、選考する。

(4) 各高等学校長は、相関表を3月24日（金）までに委員会に報告する。

第9 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月15日（水）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに課程別、学科別合格者数及び第2次募集選抜を行うべき課程・学科の人員予定数を委員会に報告する。

第10 その他

- 1 一般選抜の合格者は、第2次募集選抜に出願することはできない。
- 2 一般選抜の不合格者は、改めて第2次募集選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合（追検査及び追面接を受検する場合を除く）も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

II 育成型選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和5年1月24日（火）から1月25日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	令和5年2月2日（木）
選抜結果の通知日	令和5年2月11日（土）

第1 募 集

1 実施校・学科

次に掲げる学校・学科で実施する。ただし、募集する枠（活動重視枠^{*1}、実績重視枠^{*2}）や競技、分野により、各高等学校の募集する学科が異なる場合がある。

※1…各高等学校が定めた分野で募集をする枠（運動分野，文化・ポリシー分野）

※2…委員会が指定した競技及び分野で募集をする枠（運動部指定競技，文化部指定分野）

並びに鳴門渦潮高等学校体育科及び名西高等学校芸術科

高 等 学 校	課 程	大 学 科	小 学 科 ・ 類
城東高等学校	全日制	普通科	普通科
城南高等学校	全日制	普通科	普通科
		理数科	応用数理科
城北高等学校	全日制	普通科	普通科
		理数科	理数科学科
徳島北高等学校	全日制	普通科	普通科
		外国語科	国際英語科
徳島市立高等学校	全日制	普通科	普通科
城西高等学校	全日制	農業科	生産技術科，植物活用科，食品科学科， アグリビジネス科
		総合学科	総合学科
城西高等学校神山校	全日制	農業科	地域創生類
徳島科学技術高等学校	全日制	工業科	総合科学類，機械技術類，電気技術類， 建設技術類
		水産科	海洋科学類，海洋技術類
徳島商業高等学校	全日制	商業科	ビジネス探究科，ビジネス創造科
小松島高等学校	全日制	普通科	普通科
小松島西高等学校	全日制	商業科	商業科
		家庭科	食物科，生活文化科
		福祉科	福祉科
小松島西高等学校勝浦校	全日制	農業科	応用生産科，園芸福祉科
富岡東高等学校	全日制	普通科	普通科
		商業科	商業科
富岡東高等学校羽ノ浦校	全日制	看護科	看護科

高等学校	課程	大学科	小学科・類
富岡西高等学校	全日制	普通科	普通科
阿南光高等学校	全日制	工業科	機械ロボットシステム科, 電気情報システム科, 都市環境システム科
		総合学科	産業創造科
那賀高等学校	全日制	普通科	普通科
		農業科	森林クリエイト科
海部高等学校	全日制	普通科	普通科
		商業科	情報ビジネス科
		理数科	数理科学科
鳴門高等学校	全日制	普通科	普通科
鳴門渦潮高等学校	全日制	体育科	スポーツ科学科
		総合学科	総合学科
板野高等学校	全日制	普通科	普通科
名西高等学校	全日制	普通科	普通科
		芸術科	芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
吉野川高等学校	全日制	農業科	農業科学科, 生物活用科
		商業科	会計ビジネス科, 情報ビジネス科, 食ビジネス科
川島高等学校	全日制	普通科	普通科
阿波高等学校	全日制	普通科	普通科
阿波西高等学校	全日制	普通科	普通科
穴吹高等学校	全日制	普通科	普通科
脇町高等学校	全日制	普通科	普通科
つるぎ高等学校	全日制	工業科	電気科, 機械科, 建設科
		商業科	商業科, 地域ビジネス科
池田高等学校	全日制	普通科	普通科
		理数科	探究科
池田高等学校辻校	全日制	総合学科	総合学科
池田高等学校三好校	全日制	農業科	食農科学科, 環境資源科

2 出願要件等

次の(1)及び(2)の高等学校ごとの内容については、別に定める。

(1) 出願要件

各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、各高等学校が定めた運動分野及び文化・ポリシー分野について、また、委員会が指定した運動部指定競技及び文化部指定分野について、それぞれ出願要件を示す。

なお、活動実績等の基準を具体的に示す。

(2) 募集人員

ア 各高等学校の活動重視枠における募集人員は、次に示す範囲内とし、高等学校ごとに示す。

(ア) 普通科、理数科及び外国語科は募集定員の7%以内とする。

- (イ) 専門学科（体育科及び芸術科を除く。）及び総合学科は、募集定員の14%以内とする。
- (ウ) 上記(ア)・(イ)による募集人員の計が8人未満になる高等学校は、8人以内とする。ただし、県外から志願する者の合格者数が「人数制限なし」の高等学校は、12人以内とする。
- (エ) 活動重視枠は、運動分野及び文化・ポリシー分野で募集をするが、それぞれの分野における募集分野及び募集人数は各高等学校で定める。ただし、団体競技における募集人数については、レギュラー人数未満とする。
- (オ) 文化・ポリシー分野については、全ての全日制の課程の高等学校において、文化部又はスクール・ポリシーに関する分野の募集を、少なくとも1分野以上行う。
- (カ) 令和4年度特色選抜までの「NEO徳島トップスポーツ校強化事業」では指定を受けていたが、令和5年度育成型選抜からの「とくしま競技力向上指定校事業」において指定外となった競技については、移行措置として、上記(ア)・(イ)による募集人員の上限を超えての募集を可能とする。ただし、令和5年度入学者選抜からの2年間の時限措置とする。

(移行措置)

令和5年度育成型選抜では、令和4年度該当競技募集人数の2分の1以内とする。

令和6年度育成型選抜では、令和4年度該当競技募集人数の3分の1以内とする。

イ 各高等学校の実績重視枠における募集人員は、次のとおりとする。

(ア) 体育科及び芸術科の募集人員は、募集定員の100%とする。

(イ) 委員会が定める指定校は、運動部指定競技及び文化部指定分野の募集人員を別に定める。

3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（90ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（36ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

- (2) 県外に居住する者で、特別な事情があつて本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記 4 (37・38ページ) により、手続を行わなければならない。
- (3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願はできない。
- (4) 志願先高等学校にある育成型選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、体育科と総合学科、又は、普通科と芸術科をそれぞれ志望順に記して出願することはできない。また、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。
- (5) 体育科は、育成型選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表 2，44ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。
- (6) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月24日（火）から1月25日（水）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月25日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-1号）

(イ) 受検票（様式第2-1号）

(ウ) 入学考査料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に404円分の切手（料金改定があつた場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

なお、主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までの期間を除いたものを記入すること。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

志願先高等学校長が提出を求める場合（別表 4，46・47ページ），実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(キ) 所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

なお、教科評定分布表は、出願に先立ち、1月18日（水）までに委員会に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成29年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-1号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

学力検査、実技等、面接において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までには到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、1月31日（火）までに学区外への変更手続（入学願書等の訂正）をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（36ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、1月31日（火）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

第3 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。

(2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「I 一般選抜 第4 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査を実施する。実績重視枠は、実技等を実施する。

また、高等学校長が必要と認める場合は、活動重視枠及び実績重視枠で、面接を実施することができる。ただし、活動重視枠は、実技等又は面接の少なくとも一つを実施する。

(1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査Ⅰ、検査Ⅱともに受検するものとする。

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	9:30～10:20（50分間）	検 査 Ⅰ	国語（40），社会（40），英語（20）
第2時限	10:40～11:30（50分間）	検 査 Ⅱ	数学（40），理科（40），英語（20）

(2) 実技等

実技、意見発表又は口頭試問等を行う。

(3) 面接

個人面接を行う。

2 検査の実施

(1) 検査期日

2月2日（木）

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(3) 特別措置

各高等学校長は、学力検査、実技等、面接において、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を1月31日（火）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は、あらかじめ選抜資料の配点を定める。その際、調査書は別記2（35ページ）の評定値合計に基づき、学力検査は「1 検査の内容（1）学力検査」の配点に基づき、活動重視枠は、調査書及び学力検査の配点の範囲をそれぞれ20%以上、かつ、両者の配点合計の範囲を50%以上80%以下となるように定める。また、実績重視枠は、活動記録及び実技等の配点の範囲をそれぞれ20%以上、かつ、両者の配点合計の範囲を60%以上80%以下となるように定める。

イ 各高等学校長は、検査終了後、直ちに、各高等学校で実施した検査の採点を行い、厳正に処理しなければならない。

ウ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、3月24日（金）までに委員会に報告する。その際、受検者数集計表（様式第26-1号）も併せて報告する。

第5 選抜の方法

- 1 各高等学校長は、スクール・ポリシー及び出願要件を踏まえ、調査書、活動記録及び学力検査の成績並びに各高等学校において実施した検査の結果を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

また、複数の学科がある場合は、学科ごとの合格者数を制限することができる。

なお、活動記録の主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までを除いた期間を評価の対象とする。

- 2 城東高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は、第1学区は学区内総募集定員の3%以内、第2学区は学区内総募集定員の2%以内、第3学区は高等学校ごとに募集定員の2%以内とする。ただし、委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による通学区域外からの合格者については、この制限を適用しない。

第6 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、2月11日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告する。

第7 その他

- 1 育成型選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集選抜に出願することはできない。
- 2 育成型選抜の不合格者は、育成型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

学力検査及び面接実施上の留意点

1 一般選抜及び育成型選抜における学力検査

(1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

ア 検査場へは受検票及び筆記用具を携行すること。また、時計を持ち込む場合は時計機能のみのものとする。

なお、和歌・格言、公式、法則等を記載したもの、計算及び辞書機能を持つものなど、検査の公平をそこなうおそれのあるものや、携帯電話などの移动通信機器の持ち込みは認めない。筆入れ、下敷きなど、その他のものについては、各高等学校の指示に従うこと。

イ 検査開始前、指示する時刻に検査場に集合して検査員から注意を受けること。

ウ 検査終了まで退場してはならない。

エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、本日のその時限以降の検査は受けられない。

オ 解答用紙には、受検番号を算用数字で記入すること。氏名は書かない。

カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。

キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。

ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

(2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長等の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。このほか、検査実施上必要な事項が生じた場合には、委員会は、各高等学校長に通知する。

ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。

イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。

ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。

エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。

(3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

2 一般選抜における面接

(1) 面接日程等

面接日程等は、志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

(2) 面接方法

ア 面接は個人面接、集団面接のいずれかを実施する。(別表4, 46・47ページ)

イ 面接担当者は各班3人以上とし、各高等学校長が定める。

ウ 各高等学校長は、面接の公平・公正を期するため、校長を委員長とした面接実施委員会を設け、面接に関する事項を取り扱う。

(3) 質問事項

次のア～エの各事項に関することのうちから質問する。

なお、各高等学校のスクール・ポリシーに関する質問を含む。

ア 中学校生活

イ 志望の動機

ウ 高校生活への期待

エ 将来の希望

Ⅲ 第2次募集選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和5年3月22日（水） 受付時間は午前9時から午後4時までとする。
検 査 日	令和5年3月28日（火）
選抜結果の通知日	令和5年3月29日（水）

第1 募 集

1 実 施 校

育成型選抜、連携型選抜及び一般選抜の結果、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

2 募 集 人 員

3月16日（木）に公表する。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、育成型選抜、連携型選抜又は一般選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 第2次募集選抜実施校の通学区域については、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）及び徳島市立高等学校管理規則（90ページ）によらず、県内全域とする。
- (2) 県外に居住する者で、特別な事情があつて本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（37・38ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。
- (3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願及び全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (4) 志願先高等学校にある第2次募集選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。
- (5) 体育科は、育成型選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表2，44ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。
- (6) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月22日（水）のみとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月22日（水）午後4時までに必着のこと。ただし、受付日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に404円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

なお、主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までの期間を除いたものを記入すること。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成29年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号、これまでに当該高等学校に提出していない中学校に限る。）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

作文、面接等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付日の午後4時までに到着しなければならないが、受付日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月24日（金）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願した者を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、作文（時間は9:00～9:50(50分間)、字数は700字以上800字以内）及び面接（個人面接又は集団面接）を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。（別表4、46・47ページ）

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

2 検査の実施

(1) 検査期日

3月28日（火）

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(3) 特別措置

各高等学校長は、検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月23日（木）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、調査書、作文、面接の結果及び各高等学校において実施した検査の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

また、活動記録の主な活動実績・結果については、令和2年4月から8月までを除いた期間を評価の対象とする。

第5 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月29日（水）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに、課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、志願者受付・受検者名簿に第2次募集選抜の状況を記入し、3月31日（金）までに委員会に報告する。

第6 その他

- 1 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 2 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

IV 連携型選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和5年1月24日（火）から1月25日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	令和5年2月2日（木）
選抜結果の通知日	令和5年2月11日（土）

第1 募 集

1 実 施 校

連携型選抜は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

連携型高等学校	連 携 型 中 学 校
那賀高等学校	鷺敷中学校，相生中学校，木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校，阿波中学校

2 募 集 人 員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

3 出 願 資 格

連携型選抜に出願できる者は、次の(1)から(4)を全て満たし、連携型中学校長（以下「中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 令和5年3月に連携型中学校を卒業見込の者
- (2) 当該高等学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該高等学校・学科に対する適性，興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取組を行い，入学後も学校生活を意欲的におくる意志のあること。

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 志願者は、育成型選抜と併願することはできない。
- (2) 志願先高等学校にある学科を，志望順に記して出願することができる。
- (3) 出願後，志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月24日（火）から1月25日（水）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月25日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書（様式第1-1号）

イ 受検票（様式第2-1号）

ウ 入学考査料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。

エ 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に404円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

オ 志望理由書（様式第10号）

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿（様式第5-1号）

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書（様式第22号）

ウ 特別措置申請書（様式第14-1号）

学力検査及び面接等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 連携型高等学校長（以下「高等学校長」という。）による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査と面接を実施する。

(1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題（育成型選抜学力検査問題と同一とする。）で行い、検査Ⅰ，検査Ⅱともに受検するものとし、検査実施上の留意点については、一般選抜及び育成型選抜に準ずるものとする。（19ページ）

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	9:30～10:20（50分間）	検査Ⅰ	国語（40），社会（40），英語（20）
第2時限	10:40～11:30（50分間）	検査Ⅱ	数学（40），理科（40），英語（20）

(2) 面接

面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

2 検査の実施

(1) 検査期日

2月2日（木）

なお、面接の時間については、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 特別措置

各高等学校長は、学力検査及び面接等において、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を1月31日（火）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、3月24日（金）までに委員会に報告する。その際、受検者数集計表（様式第26-1号）も併せて報告する。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、志望理由書の審査、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

また、複数の学科がある場合は、学科ごとの合格者数を制限することができる。

第5 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、2月11日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告する。

第6 その他

- 1 連携型選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集選抜に出願することはできない。
- 2 連携型選抜の不合格者は、連携型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型選抜によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。
- 4 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 5 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

V そ の 他

- 1 高等学校は、大学科ごとにスクール・ポリシーを、別に示す。
- 2 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 3 入学者選抜における学力検査の出題に関しては、中学校学習指導要領の範囲内及び新学習指導要領の実施に伴う移行措置で学習する内容とする。また、検査問題に使用する漢字については、平成22年改定後の常用漢字表によるものとする。
- 4 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記6（40ページ）によるものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への対応が必要な場合は、別に定める。
- 6 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、教育長が定める。

《通信制の課程》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 請 求	令和5年2月1日（水）より開始。 請求受付時間は午前9時から午後4時までとする。 ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
願書受付期間	[転入生, 編入生 一次] 令和5年2月13日（月）, 2月15日（水） [転入生, 編入生 二次] 令和5年3月16日（木）, 3月17日（金） [新入生 一次] 令和5年2月27日（月）, 2月28日（火） [新入生 二次] 令和5年3月20日（月）, 3月22日（水） 受付時間は午前9時から午後4時までとする。
審 査 日	[転入生, 編入生 一次] 令和5年2月26日（日） [転入生, 編入生 二次] 令和5年3月26日（日） [新入生 一次] 令和5年3月12日（日） [新入生 二次] 令和5年3月30日（木）

第1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校（以下「実施校」という。）

（〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332）

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

(2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立総合看護学校准看護学科に入学又は入学見込の者で、高等学校通信教育を希望する者とする。

第2 出 願

1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

入学願書等は、2月1日（水）より請求でき、請求受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生の一次受付期間は、2月13日（月）、2月15日（水）

転入生及び編入生の二次受付期間は、3月16日（木）、3月17日（金）

新入生の一次受付期間は、2月27日（月）、2月28日（火）

新入生の二次受付期間は、3月20日（月）、3月22日（水）

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

(1) 普通科

ア 入学願書（様式第27号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票抄本又は住民票記載事項証明書

※ ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

(2) 衛生看護科

准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類等を提出する。

第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。
- 3 転入、編入の出願手続については、必ず事前に実施校へ問い合わせること。

別 記 ・ 別 表

調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。ただし、平成28年度以前に中学校を卒業した者（平成14年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

調査書作成上の注意

- 1 志願者、保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、令和4年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考の欄にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
 - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
 - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
 - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
 なお、観点1には「知識・技能」、観点2には「思考・判断・表現」、観点3には「主体的に学習に取り組む態度」についての評価を記入する。
 - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科を志願者が選択している場合、教科の空欄に選択した教科名を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
 - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
 - (2) 過年度卒業者については、全て指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
 - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
 - (4) ※印の欄は、記入しない。
 - (5) 評定の記載がされていない者（調査書の作成を必要としない者を除く。）が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「特別活動の記録」
 - (1) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (2) 各内容・学年の欄には、(1)で記入した観点等について、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
- 7 「総合的な学習の時間の記録」
 - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
 - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
 - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 8 「特記事項の欄」

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。その場合、大会等の開催時期（年月）についても、併せて記入する。

教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、令和4年12月31日現在で在籍している第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、全て同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものを扱い、その大きさはA4判とする。

相 関 表 の 作 成

一般選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計（傾斜配点を実施する大学科にあつては、傾斜配点実施後の得点合計。以下同じ。）の相関表を用いて合格者の選考（第2次選考）に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽，美術，保健体育及び技術・家庭の4教科については，第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語，社会，数学，理科及び外国語については，第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は，上記1及び2を合計して195点満点とする。

相 関 表 作 成 上 の 注 意（高等学校）

- 1 学科ごとに，学力検査の受検者（調査書の評定の記載がされていない者，調査書の作成を必要としない者及び定時制課程特例措置適用申請書提出者を除く。）を，調査書の評定値合計及び学力検査の得点合計それぞれにより10段階に区分する。この場合，各段階の人数は，次の表に示す配分率によるものとし，各段階の表示は，評定値合計又は得点合計の高いものから順に，10，9，8，7，6，5，4，3，2，1とする。

10段階法による人数配分表

段	階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
配 分 率 %		2	5	9	15	19	19	15	9	5	2

基準人数の算定に当たっては，原則として，段階ごとに小数第1位を四捨五入し，その結果の総数と，受検者数との間に差を生じる場合は，5，6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に，学力検査の得点合計の段階を縦軸にとつて，様式第24号により相関表を作成する。

所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

- 1 手続期間・提出先
入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。
- 2 提出書類
次の書類を中学校長を経由して提出すること。
 - (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
 - (2) 書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの）
 - (3) 特別な理由を証明する書類（一家転住を証明する書類，住居に関する証明書，区域外就学承認書の写し等）
- 3 高等学校長による措置
高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い，その理由がやむを得ないものであると認められた場合は，この志願者を学区内志願者として扱うものとする。
審査の結果，不当と認められる志願者について，高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお，育成型選抜では1月31日（火）までに，一般選抜では3月6日（月）までにこの措置をとるものとする。また，学区内外の変更手続をとらせた場合には，委員会へ速やかに報告する。
- 4 所属学区変更許可願を必要とする場合

内 容	提 出 書 類
(1) 県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） ア 保護者の転勤等による転居の場合 イ 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合	ア 保護者の転勤等による場合 (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの） (ウ) 保護者の住所の移転を証明する書類 a 社宅に転居・・・社宅入居（予定）証明書 b 借家に転居・・・家屋賃貸契約書の写し c 実家に転居・・・家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は，その間柄を証明する書類も必要とする。） (エ) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。） イ 自宅を新築又は購入した場合 (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの） (ウ) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認済証の写し又は家屋登記簿の写し等
(2) 保護者の住所は学区外にあり，志願者の住所は学区内にある場合 （※やむを得ない理由により，保護者の住所が学区内から学区外へ異動した場合）	(ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの）
(3) 保護者の住所は学区内にあるが，学区外の中学校へ通学している場合	(ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの） (ウ) 区域外就学承認書の写し
【備 考】 住民票抄本又は住民票記載事項証明書の提出にあたっては，マイナンバーの記載なしとしてください。 判断が困難な場合は，次の担当へ問い合わせてください。 徳島県教育委員会 教育創生課 企画・入試担当 (TEL 088-621-3120)	

- 5 その他
県外からの志願者は，所属学区変更許可願を必要としない。

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情（下記1）があつて、県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ提出し、出願に係る教育長の承認を受けなければならない。

1 出願に係る教育長の承認を受けることができる特別な事情

- (1) 保護者と徳島県内に転住を予定している場合
- (2) 四国他県からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合
- (3) 志願者のみが徳島県内に転住を予定している場合（ただし、徳島県内に居住する身元引受人〔身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者に代わって生徒を指導できる者とする。〕が必要。）
- (4) 上記(1)～(3)以外で特別な事情があると教育長が認めた場合

2 上記1(3)の場合に、出願の承認を受けることができる学校名及び合格者数は次表のとおりとする。ただし、合格者数は募集定員の内数とし、育成型選抜、一般選抜及び第2次募集選抜それぞれの合格者数を合わせたものとする。

なお、普通科を志願する場合、通学区域についての制限は適用しない。

学 校 名	合 格 者 数 (定員内)
鳴門渦潮高等学校 (体育科)	募集定員の25%以内
名西高等学校 (芸術科)	募集定員の20%以内
那賀高等学校, 海部高等学校, 池田高等学校, 池田高等学校辻校, 池田高等学校三好校	人数制限なし
吉野川高等学校, 穴吹高等学校, つるぎ高等学校, 城西高等学校神山校, 小松島西高等学校勝浦校	5人以内
城東高等学校, 城北高等学校, 徳島市立高等学校, 徳島商業高等学校, 小松島高等学校, 富岡東高等学校, 鳴門渦潮高等学校 (総合学科), 脇町高等学校	2人以内

<上記1(3)の場合に出願を承認する目的>

本県の魅力である「豊かな環境・地域の特性」と「特色ある高校教育」に関心を持ち、高い意欲と能力を有する生徒を全国から受け入れ、「専門教育の充実」、「競技力の向上」、「文化芸術の振興」など、学校の活性化のみならず、地方創生の実現を目指す。

3 手続方法

(1) 手続期間（事前に、中学校から徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会に問い合わせること。）

ア 育 成 型 選 抜 令和4年12月1日（木）～令和5年1月12日（木）

イ 一 般 選 抜 令和5年1月16日（月）～令和5年2月10日（金）

ウ 第2次募集選抜 令和5年2月14日（火）～令和5年3月6日（月）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、404円分の切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手〕を貼ること。）

ウ 県立高等学校の場合、その他の添付書類については、次の(3)ウのとおりである。（徳島市立高等学校の場合は、徳島市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。ただし、志願者のみの転住で出願の承認を受ける場合は、上記2の表にある高等学校とする。

イ 「理由」欄には、徳島県内の高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。

ウ 県外志願特例措置願の添付書類

(ア) 上記1の特別な事情共通で、書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの）

(イ) 上記1(1)の場合は、(ア)に加えて、保護者の住所の移転を証明する書類又は誓約書等

(ウ) 上記1(3)の場合は、(ア)に加えて、身元引受人承諾書兼誓約書及び身元引受人の住民票抄本又は住民票記載事項証明書

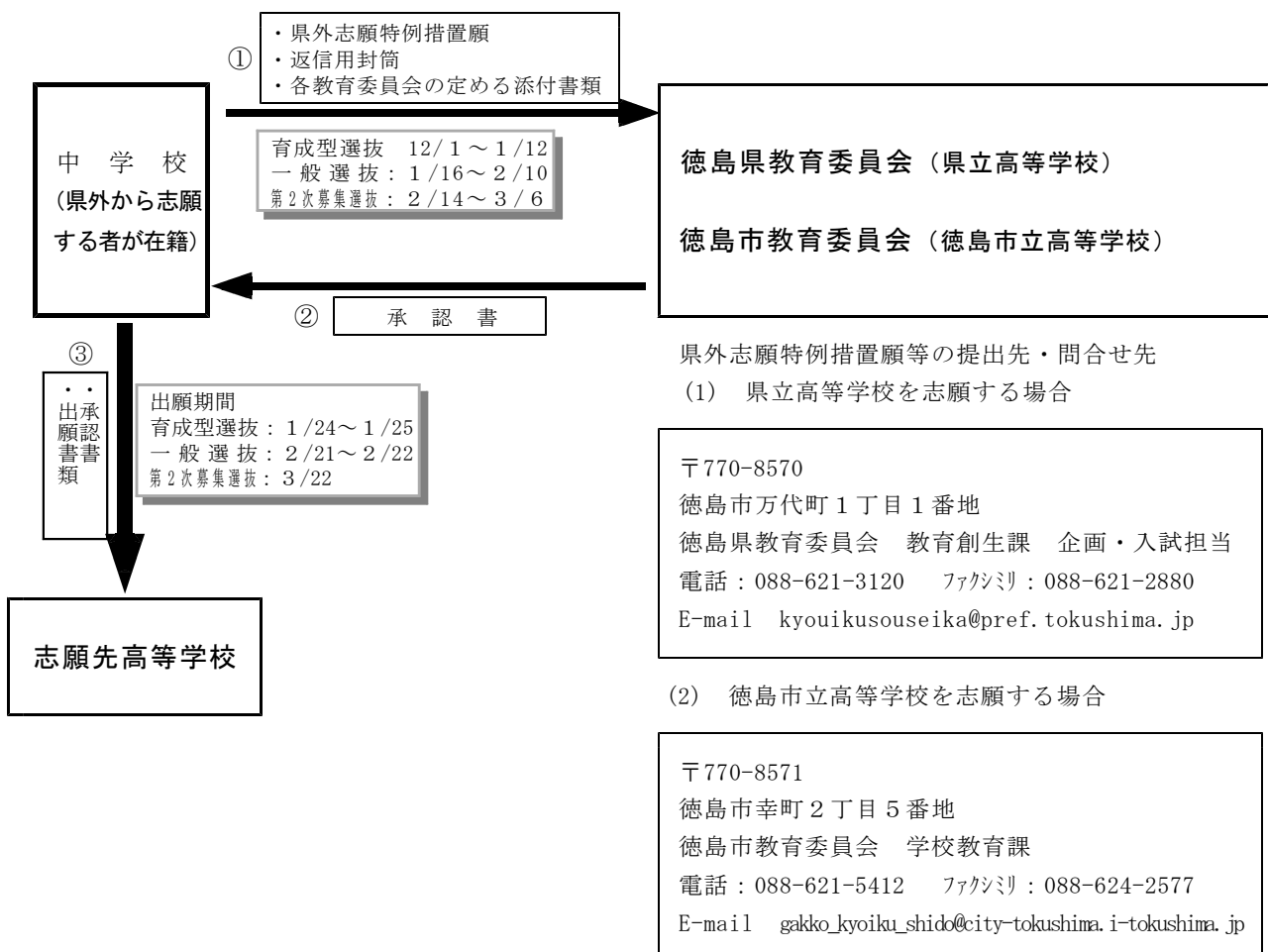
(エ) 上記1(4)の場合は、上記1(1)～(3)の場合の添付書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

4 出願に係る教育長の承認後の各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会からの承認書（様式第8-2号参照）を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、一般選抜及び第2次募集選抜については、育成型選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願を改めて当該教育委員会へ提出し、承認書を得る必要はない。その場合、育成型選抜又は一般選抜受検校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

5 手続の流れ

(県外から志願する場合は、まず、志願者が在籍する中学校より、下の問合せ先にお電話ください。)



一般選抜実技検査実施校及び検査内容

1 実技検査実施校

学 校 名	大学科名	小 学 科 名
鳴門渦潮高等学校	体育科	スポーツ科学科
名西高等学校	芸術科	芸術科（音楽），芸術科（美術），芸術科（書道）

※各学科とも，育成型選抜の結果，合格者数が募集定員を満たしていない場合に実施する。

2 鳴門渦潮高等学校体育科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 令和5年3月8日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 鳴門渦潮高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する種目（専攻実技種目）別に，育成型選抜における「実技等の具体的内容」から検査を行う（「令和5年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 体操服等については，「令和5年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 体育科を第2志望としている者も，この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災地変その他やむを得ない理由で欠席し，追検査を受けようとする者は，3月8日（水）中に追検査願を鳴門渦潮高等学校長に提出し，3月9日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，鳴門渦潮高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集選抜において，鳴門渦潮高等学校体育科を志願する者は，3月28日（火）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，一般選抜実技検査に準ずる。

3 名西高等学校芸術科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 令和5年3月8日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 名西高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する活動（音楽・美術・書道）別に，育成型選抜における「実技等の具体的内容」から検査を行う（「令和5年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
なお，書道は「行書と平仮名」を課さない。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 筆記用具等については，「令和5年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 芸術科を第2志望としている者も，この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災地変その他やむを得ない理由で欠席し，追検査を受けようとする者は，3月8日（水）中に追検査願を名西高等学校長に提出し，3月9日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集選抜において，名西高等学校芸術科を志願する者は，3月28日（火）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，一般選抜実技検査に準ずる。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項及び徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号）第25条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 開示の内容

- (1) 育成型選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」、「活動記録の得点」、「実技等の得点」及び「面接の得点」
- (2) 連携型選抜における受検者本人の「学力検査の教科別得点」
- (3) 一般選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」及び「学力検査の教科別得点」

2 受付期間・受付時間

- (1) 「調査書の評定値合計」以外については、次の期間とする。
 - ア 育成型選抜及び連携型選抜
2月13日（月）から3月13日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月7日（火）及び3月8日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 一般選抜
3月16日（木）から4月17日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 「調査書の評定値合計」については、3月30日（木）から5月1日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

※法改正にともなう祝日変更の場合は、開示期間が変更されることがある。

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した高等学校で行うものとする。

令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜実施校一覧(全日制・定時制)

様式の学校番号はこの表の番号を記入する。

学校番号	高等学校	課程	大学科	小学科・類
1	城東高等学校	全日制	普通科	普通科
2	城南高等学校	全日制	普通科	普通科
			理数科	応用数理科
3	城北高等学校	全日制	普通科	普通科
			理数科	理数科学科
4	徳島北高等学校	全日制	普通科	普通科
			外国語科	国際英語科
5	徳島市立高等学校	全日制	普通科	普通科
			理数科	理数科
6	城西高等学校	全日制	農業科	生産技術科, 植物活用科, 食品科学科, アグリビジネス科
			総合学科	総合学科
7	城西高等学校神山校	全日制	農業科	地域創生類
8	徳島科学技術高等学校	全日制	工業科	総合科学類, 機械技術類, 電気技術類, 建設技術類
			水産科	海洋科学類, 海洋技術類
9	徳島商業高等学校	全日制	商業科	ビジネス探究科, ビジネス創造科
10	小松島高等学校	全日制	普通科	普通科
11	小松島西高等学校	全日制	商業科	商業科
			家庭科	食物科, 生活文化科
			福祉科	福祉科
12	小松島西高等学校勝浦校	全日制	農業科	応用生産科, 園芸福祉科
13	富岡東高等学校	全日制	普通科	普通科
			商業科	商業科
14	富岡東高等学校羽ノ浦校	全日制	看護科	看護科
15	富岡西高等学校	全日制	普通科	普通科
			理数科	理数科
16	阿南光高等学校	全日制	工業科	機械ロボットシステム科, 電気情報システム科, 都市環境システム科
			総合学科	産業創造科

学校番号	高等学校	課程	大学科	小学科・類
17	那賀高等学校	全日制	普通科 農業科	普通科 森林クリエイト科
18	海部高等学校	全日制	普通科 商業科 理数科	普通科 情報ビジネス科 数理科学科
19	鳴門高等学校	全日制	普通科	普通科
20	鳴門渦潮高等学校	全日制	体育科 総合学科	スポーツ科学科 総合学科
21	板野高等学校	全日制	普通科	普通科
22	名西高等学校	全日制	普通科 芸術科	普通科 芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
23	吉野川高等学校	全日制	農業科 商業科	農業科学科, 生物活用科 会計ビジネス科, 情報ビジネス科, 食ビジネス科
24	川島高等学校	全日制	普通科	普通科
25	阿波高等学校	全日制	普通科	普通科
26	阿波西高等学校	全日制	普通科	普通科
27	穴吹高等学校	全日制	普通科	普通科
28	脇町高等学校	全日制	普通科	普通科
29	つるぎ高等学校	全日制	工業科 商業科	電気科, 機械科, 建設科 商業科, 地域ビジネス科
30	池田高等学校	全日制	普通科 理数科	普通科 探究科
31	池田高等学校辻校	全日制	総合学科	総合学科
32	池田高等学校三好校	全日制	農業科	食農科学科, 環境資源科
33	徳島科学技術高等学校	定時制	工業科	機械類, 工業技術類
34	徳島中央高等学校	定時制	普通科	普通科(昼間部午前), 普通科(昼間部午後), 普通科(夜間部)
35	富岡東高等学校	定時制	普通科	普通科
36	鳴門高等学校	定時制	普通科	普通科
37	名西高等学校	定時制	普通科	普通科
38	池田高等学校	定時制	普通科	普通科

運動部指定競技及び文化部指定分野

1 運動部指定競技

(1) スポーツ拠点校推進事業

鳴門渦潮高等学校体育科（スポーツ科学科）において、徳島県の公立高等学校運動部の中核に位置付け、本県の競技力向上を推進する競技は次のとおりです。育成型選抜で募集します。

[専攻実技種目]

陸上競技（男子・女子）、硬式野球（男子）、バスケットボール（男子）、サッカー（女子）、柔道（男子・女子）、ウエイトリフティング（男子・女子）、ラグビーフットボール（女子）、剣道（男子）
[男子6部、女子5部]

(2) とくしま競技力向上指定校事業

ア 令和5年度の指定校及び指定競技は、次のとおり決定しています。

なお、令和5年度の指定校区分（トップ指定校、チャレンジ指定校）については、令和4年度末に開催する評価委員会において、各部の活動状況等を評価して決定します。

イ 各指定校は、指定競技について、育成型選抜で募集します。

指 定 校	男子指定競技	男女指定競技	女子指定競技
城 東 高 等 学 校	ラグビーフットボール		
城 南 高 等 学 校	卓球, テニス	ライフル射撃	バレーボール
城 北 高 等 学 校	剣道		
徳島市立高等学校	サッカー		弓道
城 西 高 等 学 校		ライフル射撃	
徳島科学技術高等学校	ソフトボール, ウエイトリフティング	アーチェリー	
小 松 島 高 等 学 校		ライフル射撃	
小 松 島 西 高 等 学 校		自転車競技	
小松島西高等学校勝浦校		ライフル射撃	
富 岡 東 高 等 学 校			バスケットボール, 剣道
富 岡 西 高 等 学 校			新体操
阿 南 光 高 等 学 校	ホッケー		ホッケー
那 賀 高 等 学 校		カヌー	
海 部 高 等 学 校	バスケットボール		
名 西 高 等 学 校	相撲		
吉 野 川 高 等 学 校	ボクシング		
阿 波 高 等 学 校	柔道		
脇 町 高 等 学 校			ソフトテニス
つ る ぎ 高 等 学 校	ソフトテニス		
池 田 高 等 学 校	レスリング		レスリング
池田高等学校辻校			ソフトボール

2 文化部指定分野

(1) 文化芸術活動における人材育成

名西高等学校芸術科は、県内唯一の芸術科を有する文化芸術リーディングハイスクールとして、芸術力の地域への還元や、公立高等学校の文化芸術を牽引する人材を育成します。育成型選抜で募集します。

芸術科（音楽）、芸術科（美術）、芸術科（書道）

(2) あわ文化の後継者育成

あわ文化の継承と後継者の育成を図り、あわ文化の振興を推進します。各指定校は、指定分野について、育成型選抜で募集します。

指 定 校	指定分野
城 北 高 等 学 校	阿波人形浄瑠璃
小松島西高等学校勝浦校	
那 賀 高 等 学 校	
城 西 高 等 学 校	阿波おどり
徳島商業高等学校	
鳴 門 高 等 学 校	

令和5年度徳島県公立高等学校入学者選抜(一般選抜)における 傾斜配点実施校一覧

- 一般選抜の学力検査は各教科100点で合計500点を基本としますが、各高校・学科の特色をより反映させることができるように、各高校は、スクール・ポリシーに基づいた傾斜配点を採用することが可能となりました。傾斜配点をする教科とその配点は、各高等学校長が定めます。
- 重視する教科については、合計100点まで加えて傾斜配点することができます。
- 傾斜配点を採用する高校と配点は下記のとおりです。傾斜配点により加点されている部分を太字で表示しています。

高等学校	課程	大学科	総計	国語	社会	数学	理科	英語
城南高等学校	全日制	普通科	500	100	100	100	100	100
		理数科	600	100	100	125	125	150
城北高等学校	全日制	普通科	500	100	100	100	100	100
		理数科	600	100	100	150	150	100
徳島北高等学校	全日制	普通科	500	100	100	100	100	100
		外国語科	600	100	100	100	100	200
徳島市立高等学校	全日制	普通科	500	100	100	100	100	100
		理数科	600	100	100	150	125	125
徳島科学技術高等学校	全日制	工業科	600	100	100	140	130	130
		水産科	600	100	100	140	130	130
富岡西高等学校	全日制	普通科	500	100	100	100	100	100
		理数科	590	100	100	130	130	130

別表 4

育成型選抜，一般選抜及び第2次募集選抜の選抜資料

各高等学校の選抜資料等に○印を付けています。

1 育成型選抜

- (1) 選抜資料は，調査書，学力検査，活動記録，実技等及び面接です。
- (2) 実技等の実施の有無は，実績重視枠は実施しますが，活動重視枠は実技等と面接の少なくとも1つは実施します。

2 一般選抜

- (1) 選抜資料は，調査書，学力検査，面接，実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
- (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）及び実技検査の実施の有無は，各高等学校長が定めます。

3 第2次募集選抜

- (1) 選抜資料は，調査書，作文，面接，学校指定教科の検査，実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
- (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）は各高等学校長が定めます。
- (3) 学校指定教科の検査及び実技検査の実施の有無並びに実施内容は，各高等学校長が定めます。

【全日制の課程】

学校名	育成型選抜											一般選抜				第2次募集選抜							
	活動重視枠					実績重視枠						調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定教科の検査		実技検査	
	調査書	学力検査	活動記録	実技等		個人面接	調査書	学力検査	活動記録	実技等										口頭試問	筆記検査		
実施				調査票	実施					調査票													
城 東	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○			数英		
城 南	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○		○	○	○			数英			
城 北	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○			○	○	○			数英		
徳 島 北	○	○	○	○		○						○	○	○			○	○	○			数英	
徳 島 市 立	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○			○	○	○			数英	
城 西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				
城西神山	○	○	○	○		○						○	○	○			○	○	○				
徳島科学技術	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○					
徳島商業	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				
小 松 島	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○			数英		
小松島西	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○					
小松島西勝浦	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○					
富 岡 東	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				数英	
富岡東羽ノ浦	○	○	○	○								○	○	○			○	○	○				
富 岡 西	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○			○	○	○			数英	
阿 南 光	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				国数	
那 賀	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○			数英		
海 部	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				数英	

学校名	育成型選抜										一般選抜					第2次募集選抜					
	活動重視枠					実績重視枠					調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定の検査		実技検査
	調査書	学力検査	活動記録	実技等		個人面接	調査書	学力検査	活動記録	実技等									口頭試問	筆記検査	
鳴門				○	○					○		○	○	○	○	○	注1	○			○
鳴門渦潮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		注2	○	○	○			注2
板野	○	○	○	○	○						○	○	○			○	○	○		数英	
名西	○	○	○	○	注1	○	○	○	○	注1	○	○	○		注3	○	○	○			注3
吉野川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			
川島	○	○	○		○						○	○	○			○	○	○			
阿波	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○			
阿波西	○	○	○		○						○	○	○			○	○	○			
穴吹	○	○	○	○	○						○	○	○			○	○	○	数英		
脇町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	数英		
つるぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		国数	
池田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	数英		
池田辻	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	数英		
池田三好	○	○	○	○	○						○	○	○			○	○	○		国数英	

注1 育成型選抜において、次の募集分野への出願には実技等調査票の提出が必要です。

(活動重視枠) 名西高等学校の「箏曲」

(実績重視枠) 鳴門高等学校の「阿波おどり」、名西高等学校芸術科の「音楽」「美術」「書道」

注2 鳴門渦潮高等学校の一般選抜及び第2次募集選抜での実技検査は、体育科において実施します。体育科を志望(一般選抜及び第2次募集選抜における第2志望を含む。)する者は、受検しなければいけません。また、活動記録の提出も必要です。

注3 名西高等学校の一般選抜及び第2次募集選抜での実技検査は、芸術科において実施します。芸術科を志望(一般選抜及び第2次募集選抜における第2志望を含む。)する者は、受検しなければいけません。また、活動記録及び実技等調査表の提出も必要です。

【定時制の課程】

学校名	育成型選抜										一般選抜					第2次募集選抜					
	活動重視枠					実績重視枠					調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定の検査		実技検査
	調査書	学力検査	活動記録	実技等		個人面接	調査書	学力検査	活動記録	実技等									口頭試問	筆記検査	
徳島科学技術																		○			○
徳島中央											○	○	○		○	○	○				
富岡東											○	○	○		○	○	○				
鳴門											○	○	○		○	○	○				
名西											○	○	○		○	○	○				
池田											○	○	○		○	○	○				

